

呉市オリーブ苗木購入補助事業

令和 8 年度 募集要項

1 趣旨

近年、瀬戸内海沿岸でも取り組まれているオリーブ栽培に着目し、呉地域の温暖な気候を活かした農業振興策として、遊休農地等の活用につなげ、新たな呉の特産物としてオリーブの産地化を目指します。その一環として、オリーブ栽培に取り組む農業者等の苗木購入の経費の一部を補助します。

2 応募資格

次の条件をすべて満たしている農業者等

- (1) 市内に農地（所有地または借入地）を有する方（法人含む。）。
- (2) 借入地については、農地法または利用権設定等による農地の貸し借りが確認できる、または手続き中であること。
- (3) 責任を持って事業を履行できること。
- (4) 国、県または市の他の補助事業の対象とならないこと。

3 補助対象事業

次の条件をすべて満たしていること

- (1) 苗木を **2 本以上**植栽するものであること。（オリーブは、2 本以上一緒に植えないと実をつけにくい植物であるため。）
- (2) **3 年以上**耕作する予定であること。
- (3) 果実の**収穫**を目的とするものであって、庭木・観賞用でないこと。

4 補助金額及び補助対象経費

補助金の対象となる経費は、呉市オリーブ振興協議会が用意する苗木の購入費とし、これに対する補助金の額は、補助対象経費の **5 分の 1 以内**とします。

ただし、10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。

5 苗木の配付時期

苗木は、令和 9 年 2 月～3 月に配付する予定です。配付した苗木は、令和 9 年 3 月末までに植栽を完了してください。

6 補助対象事業の募集

- (1) 募集期間 令和8年9月1日(火)～令和8年11月30日(月)
- (2) 提出書類 「呉市オリーブ苗木購入補助事業申込書」に必要事項を記入の上、次の方法で提出してください。
 - ・ 呉市役所5階 農林水産課へ持参
 - ・ 切手を貼って郵送で農林水産課宛に提出
 - ・ 各市民センター経由で農林水産課宛に提出

7 事業の決定

補助事業の決定後、申請者に補助事業決定通知書を送付します。

※申込み多数の場合、品種ごとに本数を制限させていただく場合があります。

8 補助決定後の事業内容の変更

補助事業の決定後に、申請者が事業内容を変更又は廃止する場合は、「呉市オリーブ苗木購入補助事業変更申込書」を提出して、変更決定を受ける必要があります。

9 補助事業の報告

事業実施した翌年度から3年間、「呉市オリーブ苗木購入補助事業実施報告書(様式第3号)」を毎年3月31日までに協議会に提出してください。

10 補助事業の取消し

申し込み内容に虚偽があった場合、補助事業の決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

11 お問合せ先・申込書提出先

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 呉市役所農林水産課内(本庁舎5階)

呉市オリーブ振興協議会事務局 オリーブ担当宛

TEL 0823-25-3318

課Eメール nourinsui@city.kure.lg.jp